

アーキビストの専門性

——普及活動の視点から——

森 本 祥 子

はじめに

アーキビストという言葉が、少なくとも歴史資料を扱う人に定着して久しい。今、私たちは、歴史資料保存機関に
つとめ、文書を中心とする史料の保存に携わっている人を総じて、アーキビストと呼ぶのである。しかし、その定義
を厳密に定めようとすると、未だ共通のアーキビスト像が構築されていないことに気づかされる。

アーキビストという職業については、古文書の扱いを中心に発想する歴史畑の人と、役所の文書管理から発想する
人とは、今でもアーキビストの最優先されるべき業務や必要とする能力についての考え方も違っている。むしろ、
伝統的に前者が多かったのに対し、公文書館法制定以来、法に基づく「公文書館」の設立があいつぎ、後者の発想が
増えてくるのに伴い、アーキビスト像の二極分解が進んだとすら言えるだろう。そして、一時にくらべて、アーキビ
ストの職務の定義付けを論じることが下火となっており、前記のような二極分解も、その解決を積極的にはかるよう
な動きはみられない。一九八四年七月に催された文書館に関するシンポジウムでは、文書館に対するイメージや職員
の資質について統一見解のないことが指摘され^{*1}、また一九八七年の公文書館法制定を経ても、その状況に変化のない
ことが指摘されている^{*2}。そしてその問題は現在でも解決されておらず、日本の現状に合致し、かつ誰でもが納得でき

るアーキビストの定義というものは、まだ確立していないと言える。

ここであらためて、アーキビストの職務を明確にしたい。次に掲げるのは、国際的に通常いわれるアーキビストの職務の定義であり、類縁諸専門職とアーキビストとの比較をふまえて、アーキビスト養成プログラムを考えるためにまとめられた、ユネスコ・ランブプログラム¹⁾の報告の一部である。

アーキビストの主たる業務は、以下の四つである。

- (1) 記録を作成された原局から収集し、予め点検されることなく廃棄されるのを防ぐこと。
- (2) それらを整理し、業務上も歴史的文書としても価値のないものを選別して除いたうえで保存し、必要に応じて修復手当を施すこと。

- (3) 分類整理し、利用に供することができるように、目録を編成すること。

- (4) 一般公開、展示、出版、マイクロフィルム撮影などあらゆる適切な手段を用いて、記録が一般に利用できるようにすること。^{*3}

これ自体は特に目新しくうつらないであろう。日本でも公文書など親組織の作成した記録を継続的に受け入れる機能をもつ施設では、条例あるいは管理規則などの中で「館の機能」として、どこでもおおよそこの四ヶ条を掲げている。しかし、現実をみると、それらの規定は必ずしも実態に対応していない。言い換えれば、これは本当に各々の施設でつきつめて考えたものではなく、右へならえて形だけ整えたものにすぎないのではないか。その中であつて(1) (3)については、職員は史料の保存をはかるうえで切実であるので、どこの施設でも熱心にとりこんでいるが、(4)については規定はしてあるものの、積極的に受けとめているところは非常に少ない。評価選別論、目録作成や記述に関する研究、および保存に関する研究などがさかんなことに比して、普及活動に関する研究は非常に少ないことが、

各施設あるいは担当者の、この機能に対する消極的な態度を反映しているといえよう。大きな流れとして、史料管理学が保存を中心に発展してきた結果、史料を傷める危険が高いと考えられている「利用」や、それを宣伝するような「普及活動」を否定的にみてきたことは否めない。

しかし、国際的にも、普及活動はアーキビストの仕事のひとつの大きな柱と認められている。そのような普及活動についてきちんと論じておかなければ、いつまでたってもアーキビスト像が日本で確立し、共有されるようになることはない。

具体的な展示論や他の活動については、実際にそれらを担当した方々の興味ぶかい報告があり、そのような経験を持たない未熟な筆者が、個別具体的な点について意見をいえるわけではない。しかし、各館での普及活動の試みを単発の事例報告や、変わった試みの報告に終わらせることなく、目録づくりと同じようにアーキビストの重要な仕事のひとつとして理論的に位置づける試みを、ここでしてみたい。それは、ひいては、アーキビストという職業の専門性を明らかにすることにつながると考えるからである。

なお、本稿で用いる用語に関して、あらかじめ少々まとめておきたい。

一、「史料」

ここで史料とは、英語の archives にあたる語をさす。すなわち、様々に作成される記録のうち、一定の評価選択を経て、歴史資料としての価値があるために永久保存の措置をとられることになったものをいう。ここには、通常古文書あるいは諸家文書と呼ばれるものも含める。なお、archives の訳語は、「記録史料」とされることが多いが、より広い範囲を包含する「記録」という語との区別を明確にするため、ここでは「史料」と呼ぶことにした。

二、「文書館」

これも英語ではarchivesとよばれる施設をさす。そこに含まれるのは、独立した公文書館や文書館はもちろん、規模の大小や独立の如何に関わらず、企業・学校あるいは自治体史編纂室、博物館・図書館などで、實質的に文書を中心とする史料を保存し、活用をはかっている施設・組織すべてとする。館という文字が独立した建物を想起させ、いくぶんイメージを限定するきらいがあるが、この語がかなり定着している事実を踏まえ、歴史資料保存施設・機能を総じて、文書館と呼ぶこととする。

一 日本における普及活動

(一) 普及活動の現状

文書館は史料を保存するとともに、その利用をはかる場である。しかし文書館という言葉すら一般にはよく知られていない状況では、待っていても利用者は増えない。また、潜在的な史料保有者・作成者である住民や役人・社員などが文書館について知らなければ、将来の史料の確保や、その適切な保存が危ういものとなってしまう。そこで、文書館が何をするとところなのか、正しく認知してもらうために、積極的に自らを宣伝しなければならぬ。そのための活動を総じて、ここで、普及活動、とよぶことにする。宣伝のみであれば「広報活動」とよべばよいだろうし、古文书解説講座などを通じて知識を授けることを目的とするならば「教育普及」となるだろうが、ここではひとつの活動にその両方の側面があることをふまえて、双方の意味を含め得る「普及活動」という名称を用いる。ただしこの語は新しい概念を提示するために用いるのではなく、現実に文書館で行われている活動を表現するために用いる語である。^{*4}

ここで、普及活動についての規定にみられる形式的な位置づけと、日常業務での現実的な理解との間のズレがあらわれている例として、まず栃木県立文書館の場合をみてみる。はじめに条例の規定をみてみると、文書館の業務について、以下のような規定がされている。

- 一、文書の閲覧・展示その他の利用に関すること
- 二、文書の収集・整理及び保存に関すること
- 三、文書についての専門的な調査研究に関すること
- 四、資料集等の編さん及び刊行に関すること
- 五、文書についての知識の普及啓発に関すること
- 六、前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

(昭和六一年三月三十一日 栃木県条例第三号「栃木県立文書館条例」)

ここでは、「展示その他の利用」と「文書についての知識の普及」とは別個の業務として位置づけられている。また、この条例からは、栃木県立文書館では普及活動といえ、五、の方を指すと考えるのが自然であろう。しかし、館員の一ひとりの報告では、条例の規定にはない「教育普及活動」という言葉が使われており、そこには(1)展示、(2)古文書研修会、(3)市町村文書保存担当講習会、(4)古文書保存の相談週間、(5)広報・事業実績の刊行という、実にはばひろい活動が含まれている。^{*5} これら実際の活動を条例にてらしあわせてみた場合、たとえば(2)は、「その他の利用」なのか、「知識の普及」なのか、はつきりしない。

このような状況は多くの施設でみられることである。次に千葉県文書館の例をみてみる。ここでも館として行うべき業務が条例で六項目定められている。

- (1) 文書等を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 文書等を閲覧、展示その他の利用に供すること。
- (3) 県の施策、県勢等に関する行政情報を提供すること。
- (4) 文書等に関する調査研究並びに資料集等の編さん及び刊行を行うこと。
- (5) 各種の講座、講習会等を開催すること。
- (6) その他文書館の設置の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(昭和六十二年二月二日 千葉県条例第三二号「千葉県文書館設置管理条例」)

さて、該館が毎年出している「事業概要」をみると、業務の報告のために設定されている項目は、(一)資料収集整理事業、(二)情報提供事業、(三)文化事業、(四)県史編纂事業である。これらを条例にてらしてみると、(一)は(1)に、(二)は(3)に、(四)は(4)に、ほほきれいに一致する。しかし(三)は(2)と(5)の両方を含んだものとなっている。さらに、館員が館の活動を紹介した文章では、「広報普及活動」という言葉が用いられており、展示・講座・講演会・記念イベント・出版活動・館内見学ツアーなどがその活動として位置づけられている。ここでは条例の(2)と(5)に加えて、(4)もふくめた活動をさしていることになる。

栃木と千葉の例をあげたが、この二例から明らかなのは、現実には展示・出版・講座などの業務は教育普及や広報の意味をもつものとして意識されている一方で、条例の規定には、そのような理解を反映した位置づけがなされていない、ということである。

このように、条例での位置づけが明確でない業務は、館員が積極的に価値をみとめて取り組むことが困難である。次に引用するのは、広島県立文書館の業務についての報告であるが、文書館の業務の柱とすべき史料整理が遅々とし

て進まないことを問題として、その原因について言及したものである。

公立の文書館としては当然の任務であると考えられている展示、古文書解説講座、あるいは郷土史講座などの仕事が予想をはるかに上回って忙しくなっていることです。

(中略)

展示とか、郷土史講座とか、古文書解説講座といったいわゆる教育普及活動を余分な仕事だと考えないためにも、できるだけ史料整理の中で行う史料研究の成果を展示、郷土史講座、古文書解説講座の中に反映させていくように考えなければいけないのではないかと思っております*。

この発言からは、文書館の側で展示等の普及活動を「当然の任務」としながらも、なぜしなければならぬのか、実は明確に認識していない、従って、心の底では「余分な仕事」だと思いがちである、ということが窺われる。

このように、普及活動については、これまでつきつめて検討してきていないために、実際に行っている活動の根拠や目的、およびその必要性が明確になっておらず、それを支えるべき規定の整備も不十分なままになっている。

(二) 普及活動の阻害要因

普及活動が曖昧にしか位置づけられていない、つまりきちんと議論されてきていない原因は、主として二点あると思われる。第一点は、利用者を伝統的にイコール歴史研究者と考えてきたこと、第二点は、史料の保存を特に重視してきたこと、である。

まず第一の点について。昭和三四年に出された日本学術会議勧告「公文書散逸防止について」をみると、「公文書の散逸消滅は、将来の学術発展の上に憂慮にたえない（傍線筆者）」と書かれており、また公開利用の対象は「研

究者」と表現されている。少したつて、「国立公文書館設置についての要綱」（昭和三八年七月二四日決定、最終改正は昭和四三年六月二〇日）では、公文書・古文書等を活用するのは「国の各機関及び學術研究者等」であるとされ、利用者に多少幅が持たされているが、依然として學術研究者を主たる利用者と考えていることは、国立公文書館の閲覧許可申請書に紹介者等の氏名を書かねばならないことから窺われる。現在、地方自治体の文書館では、利用者は広く一般住民などを想定しているので、さきの學術會議勧告にみられる発想は、過去のものと感じられるだろう。しかし、このような「利用者＝研究者」という発想が今でも根強くあるということが、はからずも民事判決原本が国立大学で保存されることになって、改めて示された^{*7}。保存を訴えてきた団体のひとつ「判決原本の会」は、最高裁からこれらの史料の移管をうけるにあつて、「學術調査のためだけに使う」という約束を交わしたとのことである。學術會議や大学といった組織が史料の保存を主張するときには、組織の立場上の制限もあるかもしれないが、このように明言してしまうことで、一般利用者は排除されてしまうのである。そのような重大な問題をひきおすにも関わらず、前述のような利用の制限が容易に設けられる背景には、史料の利用者を第一に研究者として相変わらず考えるような傾向があることは否定できない。

また、現在普通に行われている普及活動の一形態——出版——をみても、研究者が主要な対象となつていくことができる。ふつう出版物として出されているのは、目録以外には、高度に専門的な自治体史・社史の類や研究紀要である。もちろん、これらでも一般の利用者が有用と思うこともあるが、ふつうに考えて一般の興味をひくようなものではないし、またひろく市販されているわけでもない。中には、自治体史をわかりやすくまとめた本の出版を行っているところもあるが、それは既に「専門」の自治体史が完了して、余力があるために行われるものという性質がつよく、はじめから「わかりやすい」方の自治体史のみを出版しようとしているという話は、筆者の管見のかぎり

では、知らない。

さて、以上のように、文書館において利用者＝研究者という発想をすると、利用の需要はいつもそれなりにあるということになる。論文作成者が存在するかぎり、利用者が爆発的にふえることはないが、ゼロになることもなからう。つまり、特に文書館について広く宣伝しなければならないような必要性が感じられないのである。

次に、第二の、保存重視の体制が普及活動を抑制してきたという点であるが、これは特に展示にあてはまることである。以前、史料管理に興味をもって勉強し始めた人が、史料の展示について考えたいと口にした時、まわりにいた史料保存に長く携わってきた人々は、一斉に大反対をした。どのような配慮をしても展示は史料を傷め、そのようなことには何の意味もない、あるいは文書館は博物館とは違う施設であると広く理解を求めようとしているときに、博物館の仕事である展示などに力を入れれば、ますます混同されるだけである、など、とにかく文書館において展示を考える余地などないという、強い反対であった。

しかし、何も史料をそのまま展示ケースに並べるだけが文書館における展示ではなく、手法も展示の考え方も様々な可能性がある。これらについては、柳川古文書館、北海道立文書館、栃木県立文書館、千葉県立文書館などの事例が報告されている。^{*9}しかし、このように積極的に展示業務を受けとめているところはまだ少なく、これらの報告があるにも関わらず、展示に関する一般的な議論は未だ展開されていない。前述の展示反対論がきかれたのがこれらのエニークなとりくみが既に発表され始めてから後のことであることを考えると、史料の保存を重視するあまり、展示について全く考えようとしなかった、という態度は、かなり根の深い問題である。^{*10}

以上のように、日本においては、普及活動はとりあえず必要だと考えられており、実際にはどの施設もそれを行いながらも、それについて正面から考えることをあまりしてこなかった。その結果、今でも普及活動の理論的根拠は薄

弱なままであり、効果的な（即ち、施設側の費やすエネルギーが少なくて成果の多い）普及活動をひろく追求するには至っていない。^{*11}

(三) 普及活動の必要性

一方、普及活動の対象となる人々は、史料についてどのように認識しているのかを見てみる。

まず、文書館という施設がいかに「無名」であるか、しかしいったん知られば、その人と史料との関係がいかに広がっていくか、を示す例をあげたい。尼崎市立の中学校教師が、文化祭でのクラス発表の準備をきっかけとして尼崎市立地域研究史料館の存在を知り、そこが便利であることは勿論、さらに発展して史料を保存する大切さや、自らの先祖について探ってみようという気持ちのおこったことを記している。^{*12} また、文中で、この施設の存在を知っていたものの、中学生が利用できるとは思わなかった、という生徒の言葉も紹介されている。この教師は、たまたま同僚がこのような施設が「あるらしい」ことを知っていたから、利用することができたが、残念ながら施設の存在や、誰でも利用できるということは、よく知られていないようである。この史料館では、積極的に普及活動をおこなっており、現実にも子供も含めた一般の利用者がかなり多いのだが、それでもその存在についての認識は一般に広くはないのである。^{*13} もしも普及活動に熱心でない場合、文書館の存在はどの程度住民に知られているだろうか。

次に、史料とは何か、あるいはその保存についての一般の認識を示した興味ぶかい新聞記事二点を紹介しよう。文書館側の人間が「史料」と考えるものと、一般に人々が「保存に値する史料」と考えるものとの間には意識のズレがあることはすでによく言われていることである。さきごろの阪神大震災のときには、心ある人々が被災史料の救済に奔走したが、そのときも、史料の所蔵者が大切なものと思わずに史料を処分してしまっていることに多く直面して苦

勞している。^{*14} また、東京都清瀬市では、最近になって明治期からの公文書が多数「発見」された^{*15}が、その整理を担当した庶務課長は「細かい数や展示する文書は検討中。．．．珍しいものを発見できるよう、作業に力をいれた（傍線筆者）」と話しているということである。公文書は群としてきちんと系統だてて整理してこそ、史料としての価値があるのだが、そのようには理解されていない。絵画か骨董品と同じように一点一点の稀少価値ということに目がいつていることは明らかである。

この二つの例が示しているように、史料の保存に携わる者が史料として保存しようとしているものが何なのかということは、一般には殆ど理解されておらず、史料保存をはかるうえで、このことは非常に大きな問題となっている。文書館活動を宣伝するということは、閲覧利用者を増やすことだけでなく、潜在的な史料を守ることもなる。自らの所有する古文書が史料として価値のあるものと知れば、大切に保管するであろうし、手に余れば文書館に相談できる。また、組織内の記録作成者たち（自治体の公務員や会社の社員など）に同様に文書館活動を理解してもらえれば、記録の移管はスムーズにいくだろう。^{*16} 普及活動には、こうして将来の史料保存体制をひろく整備するという役割もあるものであり、積極的にとりくまねばならない業務である。

二、欧米における普及活動の位置づけの変遷

日本の現状は以上のごとく、普及活動についての発言はまだ少なく、位置付けも曖昧なままである。次に、諸外国においてはどのような取り組みがなされているのかをみてみる。本来ならば様々な国をとりあげるべきであるが、筆者の能力不足により、ここではイギリス、アメリカにしか触れ得ないことをあらかじめことわっておく。

イギリス文書館学の父といわれるジェンキンソンが総合的な史料管理学というものを積極的に提示しはじめたのは、

第二次世界大戦後である。彼とアメリカのシェレンバーグとの間で論争が展開されるなど、一九五〇年代から一九六〇年代にかけては、史料管理学の総合的な理論に関する議論が活発におこなわれた。この時期、史料管理学の古典的テキストとなつてゐるジェンキンソンの“A manual of archive administration”^{*17}やシェレンバーグの“Modern archives”^{*18}が発表され、それぞれ文書館で行うべき業務をすべてまとめているが、これらの中には普及活動への積極的な視点はみられない。あとからふりかえつて、アメリカ・アーキビスト協会は、このような中でも、展示の有効性についての認識はすでに一九五〇年当時からあつた、としているが、それは珍しい史料を展示して人を集めるという程度の有効性であり、文書館独自の展示を位置づけているものとは言えない。

一九七七年に、同様に業務全般（特にイギリスの地方自治体の文書館に注目して）をまとめたクック著の“Archives Administration”^{*19}では、普及活動に注目してきてゐる様子がうかがえる。^{*20}まず、文書館における展示業務に ついて、

所蔵資料や業務の一側面を、適切かつ効果的に展示で示すことは、どの文書館にとつても、成功するためには重要なことである。^{*21}

と位置づけている。そのうえで、では本来「興味ぶかくみせることが困難なことで悪名高い」^{*22}文書を、いかに展示すればよいか、またその財源の工夫などについて具体的に論じている。また、特に展示は学校教育の一環として文書館を利用する際に有用であると説いてゐる。^{*23}

この少し後の一九八〇年には、アメリカでは、“Archives and manuscripts: exhibits”^{*}という冊子が出版されている。これは、アメリカ最大のアーキビスト団体、アメリカ・アーキビスト協会 (Society of American Archivists) が、基本マニュアルとして出版しているシリーズの一冊である。このように、基本マニュアルに独立したテーマとしてと

りあげられ、技術的なノウハウが論じられていることは、注目に値する。ここでは展示の効果について、

残念なことに、多くの仲間（＝文書館職員、訳者付記）は展示を他の業務とは切り離された特別なことのように考えがちで、その機関のより幅広いニーズに目を向けて、注意深く長期的展望のもとに計画された展示から得られる利益については、見落としている。^{*24}

と述べている。具体的には、展示は他業務と連動して行いうる（例えば、ある史料群の調査の際のノートが、展示のキャプションや図録として生かされる、など）またそうすべきもので、さらにその準備を通じて他の機関や社会と良い関係を築くチャンスでもある、ということである。

その二年後に、同じシリーズで“Archives and manuscripts: public programs”が出されている。ここでは、普及活動のメリットについて、以下のように述べている。

普及活動は、研究・レファレンス・保存・収集といった他の文書館業務を支え、推進する手段である。それは計画する側と参加者との双方にとって教育効果の高いものであり得るし、歴史や史料への関心を大きく高めることができる。また、将来の史料保存に関する活動への、確実に継続的な援助を確立する助けにもなる。

おそらくそのうちで最も重要なのは、普及活動によって、アーキビストとその所属する様々なコミュニティ（施設どうし、社会的、或いは専門家どうし）とのコミュニケーションが、より促進されることであろう。普及活動を計画し、それに関わるアーキビストは、利用者の新たなニーズや関心についての見識―初めて訪れる人から、経験豊かな研究者まで、すべての文書館利用者に、よりよいサービスを提供するのに役立つような見識―を、得るのである。^{*25}

展示については、詳細を先行する“Archives and manuscripts: exhibits”にゆずっている。しかし、展示の可能性につ

いては、特に次のように強調している。

展示はまったく自由自在に幅ひろいもので、規模、主題、デザイン、費用など、様々に異なる状況に適應しうるものである。^{*26}

そしてその可能性のひとつとして、自らの手で展示を企画する余裕がなければ、国立文書館から展示を借りることもできる、と提案している。そのような性質の展示の可否はともかく、この時点では既に、展示を含む普及活動をかなり積極的にとらえ、具体的にその方法論を論じる段階になってきたことは明らかである。

同様にイギリスでも、展示を含む普及活動は文書館活動の主要な柱としてみとめられるようになってきた。イギリスの事例については次章で詳しくのべるが、たとえばノッティンガム州立文書館では一九八七年に普及活動を専門に担当する職員枠を上級職として設け、本格的にとりくみ始めている。また、普及という側面を重視し、文書館の管轄が首長部局から文化行政系に移されることも、最近の流れである。

以上をまとめると、普及活動は、かなり以前から展示に教育的効果・集客効果を期待できるなど、その有効性は意識されてはいたが、本格的に検討されはじめたのは、一九七〇年代も終わりごろ、特に八〇年代になってからである。また、それが文書館活動には欠くことのできない重要な業務―地域とのつながりという点においても、文書館活動自体の幅を広げるという点においても―と広く考えられるようになったのは、八〇年代も後半以降である。

三、普及活動の実際―イギリスの事例から

(一) 普及活動の位置づけ及び理論

イギリスの地方自治体の文書館の利用者は、そのほとんどが(通常八割ほど)アマチュアの家系調査者であり、関

覽室での利用がスムーズにいくように、様々な配慮がなされている。また、このような利用者層を抱えているため、現在あるいは将来の一般利用者を対象として設定する普及活動も、閲覽室での利用サービスの延長として比較的自然的に重要な業務のひとつとして定着している。

普及活動の目的は明確である。すなわち、「文書館業務について、一般の人々や組織内の人々に伝えること」である。さらに、普及活動を通じて収入増加をはかることも期待されているが、それは第一の目的にあくまで付随したもので、と考えられている。例えば、展示に入場料を設定したために、来場者数がのびなやむのでは、本末転倒ということである。

この目的のために行われる実際の事業としては、展示、出版、史料の複製の販売、講演会、団体見学の受け入れ、サービスの有償提供（利用者本人にかわつての史料検索など）、ボランティアとの協力等が考えられる。いかなる場合にも、スタッフが費やした労力に対してどれだけの見返りがあるのか、ということを検討する。例えば、ボランティアを使つての目録とりには、彼らを指導する職員の時間やエネルギーが費やされている。従つて、いくらボランティアの労働そのものはタダでも、指導に費やす職員の時間に見合うような作業でなければならぬ。

また、展示の計画も、「なぜ展示をするのか」「誰をターゲットにするのか」という点をまず明確にし、確実に効果のある展示となるようにする。理想としては、授業の一環としての児童の見学の際など、いちいちその目的に沿つて展示を作り替えるのがよい、とされている。^{*27}これは提案者自ら、実際には不可能だろうと認めてはいるものの、「最も効果のある展示とは」と考えると、理論的には正しい。このように理論として正しいことをきちんとおさえておくことは、その後現実と妥協させていき、実現可能なものにしていく際にも、譲れない点が明確になるといふことから、非常に重要である。

出版も、「誰が、どのような出版物を必要としているか」を考慮することから始める。普及活動としての出版に求められるのは、その出版物がなければ図書館を訪れないような人々に情報を提供すること、また、出版物を用意することで利用者の便宜を図ることである。それをふまえたうえでニーズを分析し、出版計画をたてる。また、出版物をどこで販売すると効果的か考へることも重要である。

このように、イギリスでは、普及活動は理論的な位置づけ及び方法論が明確になっている。そしてその基本的な考へ方をふまえたうえで、各館の状況に合った展開をしている。その例を、以下でみてゆく。

(二) 公立の文書館の場合

公立の文書館の場合、親組織へのサービスとともに、地域住民へのサービスが重要な業務である。ここで前者へのサービスとしては、主として行政文書（が史料になったもの）が中心だが、現用段階の文書の管理もする文書館が増えている）をきちんと管理する、という形で追求されている。従って、公立の文書館での普及活動というと、通常は後者―地域住民を含めた一般利用者―を対象に考へられている。^{*28}

前節にあげた様々な普及活動のうち、小規模な文書館でもごく普通に行われているのが、展示と出版の二事業である。

まず展示について触れると、公立の文書館のモデルとしての役割も果たしているパブリック・レコード・オフィス（以下、PROと略記）では、主として近現代の官公庁文書を扱うキュー館で、パネルを使った展示及びガラスケース（壁に作りつけのショーウィンドー）での展示を行っている。たとえば、ロンドン動物園設立当時の建物を写した古い写真をパネルにして展示したり、ノルマンディー上陸作戦五十周年を意識して関係史料の複製を展示したりする。

これらは、食堂も隣接する入り口ホールや目録室に設置されており、特別な展示として人がわざわざ見に来るといふよりも、閲覧者が休憩がてら眺めることを前提とした展示となっている。複製は質のよいものを用いてオリジナルの雰囲気や損ねないようにしてあるし、複製であれば光を落とすなどの配慮も不要であるから、年輩の閲覧者でも見やすい。

このような手法は地方の小規模な文書館でもひろく取り入れられている。例えばロンドンのハックニー区立文書館では、入り口ホールのショーウィンドーで、館における史料保存業務をテーマにしたものなど、業務紹介をテーマにした展示をし、それに向かいあう掲示板には複製の地図や発売中のカード類、書籍の見本を掲示している。また、同じくロンドンにあるハマースミス&フラム区立文書館では、収蔵資料である地元産の陶器をインテリアとして飾ったり、ポスターの複製を閲覧者休憩室に展示したりしている。^{*29} 要するに、PROをはじめとする公立文書館では、写真パネルや複製史料を活用して、来館者が休憩がてら情報を得たり楽しんだりするような、手軽なものが通常の展示として広く行われている。

次に出版活動についてみてみる。通常の書籍や印刷物として非常に多いのは、収蔵史料の古い写真や絵画を使った一般向の図書である。例えば、「フラムのくらしー写真にみる昔のフラム」、「古い写真にみるロンドン・ハックニー区」などである。これらはいずれも求めやすい価格である（ハックニーでは価格帯が約三五〇円から二千元、ハマースミス&フラムでは約三三〇円から四百円）。さらに収蔵史料を利用した地図の複製、カード、絵画の複製なども売っている。とくに書籍の出版の場合は、一般の出版社と提携することが普通に行われており、外部機関の専門知識・技術・資金を導入することで、プロフェッショナルな仕上がりものを、文書館の負担を少なくして得ることに成功している。

また、地域の歴史サークルの出版物の販売を請負うこともしばしば行う。これも、文書館が負担せずにその地域に関連した出版物をまとめられるという点で文書館には歓迎されるし、サークルの方でも、そのような本を一番求めている人が集まる文書館が本を宣伝・販売してくれることは、歓迎する。両者にとって有益な協力ではないだろうか。

出版物のひとつとして、インフォメーション・シートと呼ばれる、テーマ別の館内配布用のパンフレットもよくつくられる。これは、施設利用に関する案内から、調査テーマ別に有用な史料を示したもの、史料群の解説など、様々な種類が用意される。PROでは綴になるほど頁数の多いものもあるが、例えばハックニーではA5版の紙一枚を裏表印刷したもので統一してある。これらは、アーキビストが手持ちのパソコンやワープロで用意でき、低予算でもできる活動である。

以上が、ごく一般的な普及活動の例であるが、普及活動に特に積極的にとりくんでいるノッティンガム州立文書館について、少し触れたい。^{*30}

ノッティンガム州立文書館では、もともと上記のような一般的な普及活動を行なっていたが、一九八七年に、それらを単発ではなく、確固たる方針に基づいて効果のある活動とするために、普及担当の上級アーキビスト職を設け、本格的に取り組み始めた。早速それまでの普及活動をみなおし、今後は普及の目的を、

一、文書館、その収蔵史料、及びその業務について、より広く知ってもらうこと。

二、史料の有効利用を促進すること。

三、史料の寄贈・寄託を促進すること。

と設定した。注目したいのは二、の項目であるが、ここでは閲覧利用を増やすことが目的ではなく、文書館の収蔵史料を、文書館外で閲覧とは別の形で利用する可能性をひろげることを目指している。その点で、閲覧者数を増や

するための普及活動よりも一歩進んだもの、といえよう。

続いて、文書館の州行政機構内の位置づけや地域の特性などをみなおし、現実的に実行可能で、効果のあるものはどのような活動を徹底して考えた。その結果、州内の図書館のネットワークや、文書館の所属するレジヤースービス部の展示についての専門知識や道具を利用するという方針がたてられた。また郷土史サークルや地元のマスコミとの連絡も緊密にすることとなった。これらのネットワークにより、文書館の発信する情報を広める手段が確保され、また、展示・出版用の財源も専門知識も持たない文書館でも、見栄えのする展示を準備することが可能になるなど、活動のはばが広がり、安定した。

具体的な活動をいくつかみてみる。まず展示では、準備にかかる労力が大きい割には効果が小さい、文書館での固定展示、という方法をやめた。それにかえて、「ノッティンガム州の記録遺産—文書館のしごと」というタイトルで展示パネルをつくり、州内の図書館などを巡回させた。これはパネルの写真はプロの写真家にとってもらい、デザインは州のグラフィックデザイン部に依頼するなど、素人くさい仕上がりにならないよう、配慮した。また、いかなる場合も、展示のテーマは文書館に関連するものにし、展示物は極力複製を使う、としたのは勿論である。展示を発展させたものとしてユニークなのは、「Archives Foundation露天文書館」である。街のショッピングアーケードに出向き、展示パネルや出版物を展示するだけでなく、修復の実演や、マイクロフィッシュをみてみる、鴉ペンで古文書の複製にサインするなどのコーナーを設けたところ、これが大成功で、地元マスコミでも度々とりあげられた。このような催しをする際には、人目をひくという要素（風船や、大きな看板）と、文書館業務を説明するという要素（業務を紹介したパネル展示や、持ち帰り用の種々のリーフレット）を組み合わせ、まずは人を集め、その人達が文書館を確実に記憶し、今後活用してくれるように、イベントが構成されている。

出版では、「何が求められているのか」を徹底的に分析した結果、「わかりやすい、親しみやすいガイド」、「インフォメーション・シートの充実」、「学校教材用の史料複製セット」が事業の中心にすえられた。この方針を検討する際には、類縁機関の職員、歴史サークルの人々、学校教員、利用者などに意見を求め、文書館の独断からの外れな事業を行わないようにし、本当に求められているものを作る、という方針を徹底させた。

これらの具体的な活動の効果を高めるのに不可欠なのが宣伝である。ノッティンガム州立文書館では、積極的かつ恒常的にマスコミと連絡をとっている。それは記者を招いて文書館をみせ、記事の下書きをも準備する、という徹底したものである。マスコミは、「すぐに○○について調べてほしい」、という要求をしてくることもよくあり、これが文書館が通常マスコミを面倒に思う原因である。が、それを了解したうえで、やはりその広報力に期待することは、有効である。また、文書館は、収蔵史料の紹介をドラマ仕立てにした、ラジオ番組ももっている。

以上、公立の文書館の普及活動についてみてきたが、その取り組みの程度は様々でも、各事業の対象を一般利用者に設定し、その人々が文書館との関わりを深めることを目指すことを活動の目的としている点は共通である。

(三) 企業文書館の場合

次に企業の文書館の例として、ペアリング銀行の記録・史料管理部（以下、アーカイブと略称）の普及活動を紹介する。³¹

まず銀行の概要とアーカイブについて簡単に触れよう。ペアリング銀行は一九九五年初めに、一人の野心的な職員
の投資ミスから倒産してしまつたが、一八世紀から続いた商業銀行の最古参として、イギリス金融界の重鎮であつた。
かつてアメリカがフランスからルイジアナ州を買収する際に資金融通を行つたり、日本政府が鉄道建設のために二〇

世紀初めに外債募集を行った際に仲介するなど、過去には大きな仕事を手がけてきた。そのように歴史の古い銀行であるので、様々な史料が残されている。銀行として通常に考えられる元帳、投資先の信用調査に関する書簡、債券類などに加え、肖像画、一九世紀に職員が赴任先で描きためた水彩画のコレクション、勲章などのモノ資料もある。これらもアーカイブが管理している。

さて、ベアリングの記録史料管理システムであるが、現用のファイルから史料に至るまで、一括してアーカイブが管理している。トップはアーキビストで、彼は、銀行の重役にも名を連ねている。このことが、アーカイブの発言権を強めることに有益に働いている。他に、アーキビスト（リテンション・スケジュールの管理、史料の管理）、アシスタント・アーキビスト（史料の管理、目録作成）、レコード・コーディネーター（半現用・非現用記録の管理）、レコード・アシスタント（データベース運用の管理）、事務秘書およびファイル出納係たち、というスタッフを抱えている。これらのスタッフのうち、ここで注目する普及活動にかんしては、アーキビスト達が担当している。

ベアリング・アーカイブの普及活動では、最優先事項は「ベアリングのため」である。これを妨げない範囲で一般利用者にも対応するが、実際にはそのような利用はごく稀であり、また外部へのアピールを目的とする普及活動は全く行っていない。普及活動の目的は、親組織にアーカイブをよりよく認識してもらうこと、及び、史料を親組織の利益になるように利用すること、である。この方針に基づき、アーカイブでは、展示や出版物の作成などの活動を行っている。以下、それぞれを具体的にみてゆく。

ベアリング銀行の本社ビル（アーカイブはその中にある）の受付ロビーや接客用の食堂は伝統を感じさせる木製の見事な家具を配した落ちついた空間である。この受付ロビーの飾り棚、食堂入口前の展示ケース、及び食堂内のサイドテーブルを利用して、展示が行われている。

まず、受付ロビーの飾り棚では、美しく修復された古い元帳や史料綴り（その一つは、日本との取引の際の書類を綴ったものであった）、ペアリングの関連のある陶磁器なども二、三展示してある。オリジナル史料を展示することは史料の保存上決して望ましくはないが、それが銀行にとつて有益であるならば（すなわち、オリジナルであることがこの場合に意味を持つならば）妥協する、というのが企業の文書館としての立場であるとのことであった。

次に、食堂入り口の展示ケースだが、これは六角形（一辺が三、四〇センチ程）で、腰の高さほどの上からのぞき込む形式のガラスケースで、この中の展示は来客にあわせて用意される。例えば、その日、取引先のインドからの客を昼食に招いてあるとすると、その展示ケースには、インドに関係のある史料を展示する。ケースは客が食堂に誘導される際に目につくように設置されているので、自然に展示を話題にでき、客は自分に会わせた展示であることを感じて、自らの歓迎されていることを快く思うであろうし、銀行側はインドとの古くからの取引引きのあることもさりげなく強調できる、というしくみである。食堂内のサイドボードの装飾も同様である。

アーカイブで行っている出版では、刊行書籍の形をとっているものとして、“Baring Brothers & Co. Limited: A History to 1939.”という本がある。これは部長であるアーキピストの手になるもので、それは彼がイギリスの銀行史の専門家でもあるという資質によるところが大きい。特に市販している様子はなく、歴史好きの関係者に配るためのものと思われる。

他にユニークなものは、国別にその国でのペアリングの活動を簡単にまとめ（一ページ程度。読者は歴史家ではないので、専門的になってはいけない）関連する史料の複製をいくつかつけて製本した冊子である。例えば、ペアリングの新たな取引先がブラジルの会社だとすると、このシリーズのブラジル版を先方に進呈し、話題にする。複製の質はよく、修復を依頼しているコンサベーターに製本してもらうので、安上がりだが、かなり立派なものとなっている。

展示とあわせて、取引先の国とペアリングとがいかにか長く関わりをもってきたか、ということを話題にし、ペアリングをアピールするためのものである。

また、社内報の表紙に、史料のコピーをのせることも行っている。これは史料紹介ではなく、デザインとしての利用である。

展示・出版以外では、史料の複製をプラスチックで固めた文鎮のような飾り（筆者は銀行業界にくらいだが、銀行ではこうした「文鎮」をよくつくるとのことであった）をつくっている。

以上のような普及活動は、整備されたコンピュータシステムに支えられている。ペアリング・アーカイブでは、一九九四年一月にFoxProというデータベースソフトをもとに、銀行内の情報処理部門の協力を得て、独自のシステムを開発した。これは半現用から史料までを一環して管理できるシステムである。記録・史料管理全般に非常にすぐれたシステムであるが、ここでは普及活動を支える、という視点からみてみる。入力項目には、年代、人名など様々な項目が既設されており、必要な項目をえらんで入力すればよいので簡単である。一方、既設の項目ではおさまらない情報（例えば債券類の裏書など）を文章で入力する欄も設けてある。これらのどの欄も検索可能である。さて、このシステムと普及活動の関係であるが、たとえば、日本のある会社について展示するといふとき、まず展示映えのするタイプの史料に目星をつけてそれを呼び出すと、その中で日本やその会社に関連するものがあるかどうか、関連する名称や日付などの様々な項目から瞬時に検索できる。こうして検索して得られた収蔵番号をいくつか控えて、アシスタントアーキビストが実際に史料をみて、展示に向く史料を選ぶ、というしくみである。このようにすれば、急な展示準備にも（例えばその日の夕方に来客があることを当日知らされたときなど）、迅速に対応できる。

ペアリング銀行のアーカイブとしての普及活動方針が確固としてあり、それを支えるようにコンピュータシステム

ムも整備された。しかし待っていても利用の声がかかるものではない。アーカイブが積極的に、今、会社では何がおこっているのかを知ろうとつとめ、時宜になつた展示や冊子の作成を申し出るなど、アーカイブの存在を、そしてアーカイブは会社にとって有益な機能であることを、宣伝することは欠かせない。そのように積極的に銀行の日常業務に参加してきた結果、社内でのアーカイブへの認識が深まり、現在では黙っていても展示などの依頼がくるようになった。企業の文書館の共通の悩みは、親組織の経済状態が、文書館に大きく影響することである。公立の文書館でも、財政難のおりがら文書館運営は決して楽ではないが、その不安定さの度合は企業のほうがはるかに大きい。しかし、このように不安定な組織だからこそ、親組織へのアピールは重要である。文書館が企業の中でどのような役割を担っているのか、という点について理解を得るため、普及活動に積極的に取り組むことは有益であらう。

以上、イギリスの文書館における普及活動を、公立の文書館と企業の文書館と、それぞれ具体例を通じて見てきた。普及活動の対象は違うが、自らの文書館の親組織、つまり文書館に財源を提供し、史料の管理を委任している人々・組織に対し、文書館をアピールし、その人々と文書館との関わりを深める、という発想は共通である。また、具体的な手法の面でも、史料の複製を様々に利用するという点、大がかりな「特別展示」ではなく、ガラスケースやパネルを一、二使用するのみという規模のものである点、さらに文書館が親組織や地域など、利用者たちと積極的に関わろうという意志表示をしている点など、すべて共通である。これらを支えているのは、普及活動はなぜするのか、またどのような活動がその目的のためには効果的か、という問題を常に検討するという姿勢である。この基本的な過程・姿勢が最も重要な点なのではないだろうか。

おわりに

以上、日本の図書館での普及活動を支える規定や理論の脆弱さと、欧米で定着している普及活動とを比較した。とくにイギリスの例から明らかなのは、普及活動を行うにさいし、その必要性や手法、対象などがまず明確にされてから、「本場に必要な活動」を「効果的に」行う、という基本に徹していることである。それに対して、日本の多くの図書館では、展示や出版、諸講座などそれぞれの事業の必要性をその図書館としての活動全体の中に理論的に位置付け、必要かつ可能な範囲内でその事業を展開する、という検討が十分でないために、普及活動を行いながらもそれを負担に感じている。

すでに明らかなように、普及活動をすすめるために必要な技術や発想は、歴史学の知識とも、行政事務の知識とも異なるものである。また図書館における展示の目的は、博物館での展示の目的とも異なるため、学芸員としての訓練を受けるだけでは不十分である。つまり、図書館という施設で求められている普及活動をするためには、図書館独自の視点が必要なのである。

では、図書館独自の視点とはどのようなものか。それは、多様な利用者層を想定した目録編成や検索手段の整備、記録媒体の多様化への対応など、様々な業務が相互に関連していることを前提としてさまざまな業務をこなす、という視点である。このような視点をもつてはじめて普及活動は図書館にとって有益なものとして位置づけられ得る。即ち、普及活動は図書館における様々な業務を相互に連携させ、またそれらの発展を助けるものとして位置づけられる。本稿では、アーキビストの専門性の定義を考えるひとつの視点として、普及活動をとりあげた。それは、この業務を考えようとすると、必然的にアーキビストという専門職の性格全体を考えずにはすまないからである。共通のアーキビスト像を構築するための議論を深め、統一理解を築くことは、アーキビスト養成問題論争の前提でもあり、現在の急務である。

- * 1 「シンポジウム・史料保存と文書館」における大藤修氏発言。『地方史研究』一九四号（一九八五年）、三九頁。
- * 2 君塚仁彦「文書館設立運動の展開と課題」（豊島区立郷土資料館紀要「生活と文化」第三号、一九八八年、九六頁）。
- * 3 B. Delmas, *The training of archivists: analysis of the study programmes of different countries and thoughts on the possibilities of harmonization, General Information Programme: Meeting of experts on the harmonization of archives training programmes*, Unesco, Paris, 1979. (conference paper)。文中の引用は、筆者訳。
- * 4 文書館で用いられている「普及」「利用」といった語の定義の曖昧さについては、鈴江英一氏も以前に指摘している。詳しくは、同「地方文書館における業務の構築について——都道府県立文書館設置条例等の規定を中心とした考察」（北海道立文書館研究紀要）七号、一九九二年）を参照のこと。
- * 5 荒川善夫「栃木県立文書館の教育普及及事業の変遷について」（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会関東部会会報「アーキビスト」三三三号、一九九四年）
- * 6 熊田重邦「地方文書館の業務——広島県立文書館の場合」（国立公文書館報「北の丸」二四号、平成四年）
- * 7 「民事判決原本の傷み東大で市民らが調査」（一九九五年八月一八日「朝日新聞」掲載記事）
- * 8 例えば、木村礎「歴史資料保存方法のころ」（岩倉規夫・大久保利謙編「近代文学書への展開」、柏書房、一九八二年所収）には、様々な学問分野の人の集まっている学術会議で、他分野の人々に理解を求めつつ、学術会議というひとつの立場で提言をまとめることの苦勞が記されている。
- * 9 中野等「文書館（史料館）における「展示」業務——柳川古文書館を素材として」（『記録と史料』二二号、一九九一年）、鈴江英一「地形模型「草創期の札幌」の制作について——制作の意図と関係資料」（『北海道立文書館紀要』創刊号、一九八六年）、青山英幸「報告——開館五周年記念特別展示について」（『北海道立文書館紀要』六号、一九九一年）、荒川善夫前掲論文、高橋覚「企画展「アーカイブズの世界」が目指すこと」（『全史料協「会報」』三三三号、一九九五年）、など。

- * 10 なお、博物館イコール展示という公式は、すでに過去のものである。博物館でも資料の閲覧を行うなど、文書館の業務が変化しているのと同様に、博物館のありかたも変化しているということを、きちんと認識する必要がある。類縁機関の現実を認識することなしには、文書館の社会における現実的な位置づけをすることはできない。
- * 11 徐々に、利用という側面から文書館の役割を考えることも提言され始めている。例えば、辻川敦「史料保存実現のための提言―利用・公開を軸とした文書館事業展開の可能性」(『歴史科学』一三六号、一九九四年)、同「地域社会における文書館事業の役割―時代のニーズ、政策的位置付け」(『記録と史料』第五号、一九九四年)
- * 12 楠田喜美忠「史料館を利用して」(尼崎市立地域研究史料館紀要「地域史研究」第二〇巻第二号、平成三年)
- * 13 辻川敦前掲「史料保存実現のための提言―利用・公開を軸とした文書館事業展開の可能性」、一五頁。
- * 14 「震災で問われる歴史意識」(一九九五年八月五日「朝日新聞」掲載記事)
- * 15 「情報公開条例施行前に整理中明治の公文書も発見」(一九九五年八月二十二日「朝日新聞」掲載記事)
- * 16 久喜市公文書館では、一九九五年秋に、市の職員に公文書館のシステムについて理解してもらうことを目指した展示を行った。このような視点は、全国的にも初めてのことではないだろうか。
- * 17 H. Jenkinson, *A manual of archive administration*, 2nd ed., 1965.
- * 18 T. R. Schellenberg, *Modern archives: principles and techniques*, Chicago, The University of Chicago Press, 1956, Midway Reprint, 1975.
- * 19 Gail Farr Casterline, *Archives and manuscripts: Exhibits (SAA Basic manual series)*, Chicago, Society of American Archivists, 1980, p.7 本文中では「ブリティッシュ・レコーズ協会」の見解は、British Records Association, 'Exhibition of documents: report of a sub-committee appointed by the Council', *Archives*, 1, 1950. を引用して述べている。
- * 20 Michael Cook, *Archives administration: a manual for intermediate and smaller organizations and for local government*, Folstone, Wm Dawson & Sons Ltd, 1977, Reprint 1986.

* 21 同書、一七五頁より、筆者訳。

* 22 同書、一七五頁

* 23 同書、一八七頁

* 24 G. F. Casterline前掲書、八頁より、筆者訳。

* 25 Ann E. Pederson & Gail Farr Casterline, *Archives & manuscripts: public programs (SAA Basic manual series)*, Chicago, Society of American Archivists, 1982,

p.8 筆者訳。

* 26 同書、二六頁より、筆者訳。

* 27 M. Cook, 前掲書、一八七頁

* 28 この点、自治体職員に文書館が記録・史料管理について講習を行っている、藤沢市立文書館や八潮市立資料館などの活動は、イギリスと比べると普及活動の対象をより広くとらえており、親組織の認識不足を嘆くイギリスの文書館の参考になるのではないだろうか。

* 29 拙稿「小規模自治体の文書館—イギリスにおける複合施設—(八潮市史研究)一六号、一九九五年)。

* 30 Chris Weir, 'Selling yourself: outreach promotion in the Nottinghamshire Archives Office', *Journal of the Society of Archivists*, vol.12 No.1, 1991.

* 31 筆者は一九九四年三月に、在学していたロンドン大学のアーキビスト養成課程の一環として、ベアリング・アーカイブで一週間の実習をさせてもらった。以下に記すのは、そこで学んだことに基づく。ただし、本文中に記すようにベアリング銀行はその後倒産・買収という憂き目にあつたため、記録・史料管理システムが現在のようになつてゐるかは不明である。

たようにベアリング銀行はその後倒産・買収という憂き目にあつたため、記録・史料管理システムが現在のようになつてゐるかは不明である。

